

口座振替割引〔付帯契約型〕  
(選択約款)

2019年10月1日実施

東京瓦斯株式会社



# 目次

|    |             |   |
|----|-------------|---|
| 1. | 用語の定義 ..... | 1 |
| 2. | 適用条件 .....  | 1 |
| 3. | 契約の成立 ..... | 1 |
| 4. | 料金 .....    | 1 |
| 5. | その他 .....   | 2 |
|    | 付則 .....    | 3 |
|    | 別表 .....    | 4 |

## 1. 用語の定義

この選択約款ならびにこの選択約款にもとづくガス需給契約およびガス使用契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款にもとづくガス需給契約もしくは一般ガス供給約款に規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

## 2. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の認める約款（別表第1）にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約にもとづく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この選択約款の適用を希望されること。

## 3. 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

## 4. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定にもとづき算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします

- す。
- (2) ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、別表第1に定める主契約によって算定された料金を上回らないものといたします。
  - (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、別表第1に定める主契約によって算定された場合の料金から、口座振替割引額を差し引いたものといたします。
  - (4) また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、口座振替割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 1 主契約につき | 55.00 円<br>(消費税等相当額を含みます) |
|----------|---------------------------|

## 5. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

## **1. 実施の期日**

この選択約款は 2019 年 10 月 1 日から実施いたします。

## **2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置**

当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本選択約款の変更前の口座振替割引〔付帯契約型〕（平成 29 年 4 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の認める約款は、次のとおりといたします。

① 東京地区等

家庭用高効率給湯器契約、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用  
コージェネレーションシステム契約、家庭用燃料電池契約、ず  
っともガス契約、小型空調専用契約、小型空調パッケージ契約

② 群馬地区

一般ガス供給約款、家庭用高効率給湯器契約、家庭用ガス温水  
床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭  
用燃料電池契約、ずっともガス契約、小型空調専用契約

③ 群馬南地区

一般ガス供給約款、ずっともガス契約、小型空調専用契約

(2) その他当社の認める選択約款等に対しこの選択約款を適用する  
際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。